

# 食料・農業・農村政策の確立に関する提言

北海道の農業は、稲作、畑作、酪農・畜産業など土地利用型農業を中心に、専門的経営を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

このような中、コロナ禍やウクライナ侵攻など世界経済を大きく揺るがす状況変化によって、我が国においても輸入依存度の高い穀物やエネルギーの価格高騰を発端として、国民生活に直結する食料品や電気料金などの相次ぐ値上げで国民生活に多大な影響を及ぼしています。とりわけ、農業においては、生産に欠かせない肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が高騰し、本年もウクライナ情勢の長期化や円安傾向などで価格が高止まりしており、生産コストの増加で農業経営を圧迫していることから、今後の食料安定供給にも甚大な影響を与えかねません。

また、コロナ禍で低迷した農畜産物需要は、経済活動の回復で徐々に取り戻しつつありますが、依然として、米や砂糖、乳製品などの在庫の滞留が続いていることから、新たな需要創出など国の財政支援による消費拡大対策が求められています。

こうしたもと、政府は農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、制定後 20 年以上が経過し、この間、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題など我が国の農業を取巻く情勢に対応する必要があるとして、昨年からの総合的な検証・見直しの論議が行われてきました。

その結果、農水省は 5 月 29 日の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で「中間取りまとめ」を答申し、政府も 6 月 2 日に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定しました。今後は、来年の通常国会への改正法案の提出を目指し、検証部会の地方意見交換会を経て、政策の具体化に向けて議論されることから、現場の意見を反映すべく、国内農畜産物の安定供給のほか、食料自給率向上を図る国内生産の基盤強化、所得補償政策の充実などの施策と予算確保が求められています。

については、国民の生命と健康を守る食料安全保障の観点に立ち、将来に渡って持続可能な家族農業など、多様な農業の存続と農村の再生を図る食料・農業・農村政策の確立に向けて、下記事項を提言致します。

## 記

### I. 国際貿易協定などにおける適切な国境措置の確保について

#### 1. TPP 11、日米貿易協定などの協定発効後の影響検証

TPP 11 及び日EU・EPA協定、日米貿易協定、RCEP などについては、我が国の農業に甚大な影響を及ぼしかねない協定であることから協定内容を再検証し、発効後の影響を公表するとともに、影響如何によっては国内対策の強化を図ること。

## 2. 新たなTPP加盟への慎重対応や各国との交渉の農畜産物関税撤廃除外

TPPについては、英国の加盟が決定するなど多くの国から申請が相次いでいることから、加盟協議については、国内農業に影響がないよう毅然とした姿勢で臨むこと。特に、中国の加盟については慎重に対応すること。

併せて、各国とのEPA/FTA交渉にあたっては、農畜産物の関税撤廃・削減の対象から除外するなど国内農業に影響を与えないよう適切な国境措置を堅持すること。

## 3. IPEF（インド太平洋経済枠組み）における関税交渉の除外

IPEFについては、貿易分野で関税交渉とならないよう対応するとともに、植物防疫検査や残留農薬基準など非関税障壁に対しても、日本の安全・安心な基準が緩和されることがないよう毅然たる姿勢で臨むこと。

# II. 食料・農業・農村基本法の見直しと食料安全保障等について

## 1. 国内自給を基本とした食料安全保障政策の確立と十分な予算の確保

1) 国民への食料の供給について、輸入に依存しない国内自給を基本に、国内需要が縮小している農産物は、戦略的な輸出体制や備蓄の強化を図るなど食料安全保障政策を確立し、その実行を図る十分な予算を確保すること。

また、ウクライナ情勢などを踏まえ、国際協力の推進の観点に立ち、ODAを含む食料支援体制を強化すること。

2) 国内需給調整は、生産者と生産者団体が主として行っていることに鑑み、食料安全保障の観点から、国も責任をもって実施する役割を明確化し、国内農業基盤を維持増進させること。

また、豊凶時の対応を含めた主要農産物の新たな備蓄制度など国内需給調整システムの構築を図ること。

3) 不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置について、食糧法廃止・食糧法制定後、「作る自由、売る自由」を図り、国が需給調整に関与しない体制となった現状においては、一方的な食料増産を生産者に強いることは生産現場に大きな混乱と負担が生じることから、生産者の理解が得られるよう慎重な対応を行うこと。

4) 各種農産物の制度については、輸入からの関税等をもって国内生産振興の財源となっていることから、国内生産の増大を最大限発揮する食料安全保障の考えとは相反するため、国費予算で賄う国内農産物の生産振興・経営安定対策を図る仕組みに見直すこと。

## 2. 家族農業や地域を重視した食料・農業・農村政策の確立

- 1) 家族農業・農業法人など多様な農業形態の維持・存続に向けて、農業者が安心して営農できる再生産可能な所得が確保されるよう、基礎的な直接支払制度（岩盤政策・標準的な生産費と販売価格との差額補填）を経営安定政策として確立すること。
- 2) 産業政策と車の両輪と位置付ける地域政策については一体的に推進し、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や環境保全への取組みなどを拡充・強化し、農村地域の維持・発展に資すること。

## 3. 再生産可能な価格形成の構築と国民への理解醸成

今般の世界情勢の変化による急激な物価高騰に対しては、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されるよう国の責務の下で対策を図ること。

その上で、価格転嫁に対する国民への十分な理解醸成を図りつつ、生産コストの増加が当該年の販売価格に反映できるなど農業者が再生産可能となる価格形成の仕組みを構築すること。

## 4. 基本計画の政策指針に沿った施策の検証と農業予算の拡充

食料・農業・農村基本計画の推進にあたっては、基本計画に示す2030（令和12）年度までの政策指針に沿った施策の検証を行うとともに、我が国農業の生産力と多面的機能が最大限発揮できるよう、現行食料自給率38%を引き上げるための具体的かつ大胆な政策を講じるとともに、農業経営の安定、農村地域の活性化に資するよう農業予算を拡充すること。

## 5. 消費拡大・需要喚起及び食料自給率向上に向けた政策の充実・強化

コロナ禍の影響で、今尚国内農畜産物需要の減退が続いていることから、消費拡大・需要喚起対策を強化するとともに、外国産からの置き換えに対する国の政策支援を拡充すること。

併せて、各作物の生産努力目標に沿って生産された農畜産物は、国の責務のもとで消費されるよう、需給安定や販路確保対策などを講ずること。

# III. 環境負荷低減に向けた取組みへの施策の強化と予算の確保について

## 1. みどりの食料システム戦略の予算確保と柔軟な対応

- 1) 「みどりの食料システム戦略」の推進にあたっては、CO<sub>2</sub>排出量削減など地球温暖化防止を図る政府を挙げての重要な政策であることから、関係省庁の横断的な予算を確保すること。

2) 「みどりの食料システム戦略」の目標に向けては、生産者への過度な取組みや農家負担の増加などにより農業経営を圧迫させる可能性があることから、生産現場の意見を十分に聞きながら政策を進めること。

## 2. 環境保全型農業直接支払の強化と予算の拡充

1) 環境保全型農業直接支払については、国が進める「みどりの食料システム戦略」に沿って環境負荷低減の目的に資するため、単価引き上げを行うなど制度を強化するとともに、生産現場の意見を十分に聞き幅広いメニューを設定し、予算の拡充を図ること。

2) 有機栽培の推進に向けて、経費が嵩むことを考慮して、既存単価を引き上げるとともに、化学農薬・化学肥料の削減を段階的に取組むことができるメニュー・単価設定を行い、加算措置を講ずること。

3) 昨年度から新たな取組み要件となった「みどりのチェックシート」については、生産現場に新たな負担が課せられることから柔軟な運用を図ること。

## IV. 多面的機能支払の拡充、農業生産基盤の強化等について

### 1. 多面的機能評価による直接支払の確立

多面的機能支払については、国際的にも推進されているSDGsへの貢献や食料安全保障の観点からも、持続可能な農業の発展と農業生産に欠かせない農地等が果たす役割として、価値・対価（貨幣評価）に対する直接支払に見直すこと。

### 2. 中山間地域等直接支払の充実

中山間地域等直接支払については、条件不利による耕作放棄や頻繁に起こる豪雨による土砂崩壊などを防ぐため、中山間地域・農村の維持や人命を守る観点から、十分な予算を確保すること。

また、平場と不利地との生産条件格差相当分を補てんする政策目的に鑑み、交付金の全額を対象農業者に交付するなど内容の充実を図るとともに、共同活動については、地域の事情を勘案して対象要件を緩和すること。

### 3. 食料の安定供給を図る農業生産基盤の拡充・強化

1) 農業の持続的な発展と国内食料の安定供給を図る観点から、計画的かつ継続的な農業基盤整備事業の推進するための予算を拡充するとともに、コスト低減対策（地元負担の軽減など）を図ること。

- 2) 集中豪雨など頻発する自然災害からのリスク軽減を図り、多面的機能の維持増進に資する水田などの基盤整備を促進するため、土地改良事業に対する十分な予算を確保すること。
- 3) 産地生産基盤パワーアップ事業については、高性能な機械の導入や生産・流通システムの施設整備等に対して、総合的に支援する重要な中長期的な事業として十分な予算措置を講ずること。

#### 4. 担い手育成及び労働力確保対策の支援強化

- 1) 新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、引き続き国が財政負担する事業として継続するとともに、十分な予算を確保すること。
- 2) 農業者との連携を強化し、雇用就農資金などの活用による雇用就農者の確保と定着に向けて支援すること。特に、条件不利地域での雇用確保が難しい環境から、支援額の増額など人材確保を図る支援策を強化すること。
- 3) 恒常的な労働力不足に対して他業種とのマッチングへの支援など雇用確保に向けた費用助成やコントラクター組織への支援など対策を強化すること。  
また、労働力不足解消を図るスマート農業の定着にあたっては、農家負担の軽減のほか、対象農機具の拡大など事業の拡充を図るための予算を十分措置すること。

#### 5. 農地の適正利用など農地政策の拡充・強化

- 1) 企業の農地取得については、国家戦略特区から構造改革特区に移行したが、取得後の耕作放棄地や農用地以外への転用等の懸念があり、農地の適正な利用の観点から、外国資本による農地取得や営農型太陽光発電のための不正な農地転用などは認めないこと。
- 2) 農地の有効活用を図る「人・農地プラン」における地域計画策定にあたっては、地域の負担軽減を図るため、農業委員会への掛かり増し経費や地域の話合いなどに対する支援など十分な予算を確保すること。  
なお、水田や畑地の集約化に対する予算の確保など農地の耕作放棄地の増加を防ぐ農地政策を拡充・強化すること。

## V. 農業の持続的な発展に資する経営安定対策の拡充・強化について

### 1. 食料安全保障の視点に立った米・水田農業政策の推進

1) 飼料用米など戦略作物等の生産振興と産地形成に向けて安定した取組みを継続するため、次年度以降の水田活用予算についても支援内容の維持・拡充を図るとともに、必要な予算を恒久的に確保し安定的に運用すること。

また、一カ月間水張りを行った場合土壌成分が流出してしまい、減肥などを目標とするみどり戦略と逆行するなどの課題もあることから、2027年度以降の水田機能の確認方法については、新たな手法も含めて再度検討すること。

2) 畑地化促進事業については、交付金配分を水活と同時期にするなど年内に支払うとともに、必要な予算を確保した上で次年度以降も継続すること。

また、2023年度に不採択となった申請者との不公平感を解消するため、次年度以降も助成単価を維持しつつ、優先的に採択するなど、畑地化に取り組むすべての農業者が支援を受けられる内容へ改善を図ること。

### 2. 合理的輪作体系の維持を図る畑作物の事業構築と円滑な輸送の維持

1) 需要に応じた生産によって、輪作体系への影響が懸念されることから、将来にわたり畑作物の合理的な輪作体系を維持・確立するため、輸入に頼らない国内生産を基本とした新たな政策方向に沿って、畑地の潜在生産力が最大限発揮できるよう、畑作物の自給率向上や緑肥作物の導入、備蓄及び輸出体制の整備などを後押しする総合的な畑作物の事業を構築すること。

2) 北海道のJR鉄道については、道民の公共交通として、また、畑作物や野菜など道産農産物の消費地への安定供給を図る鉄道輸送として、地域を支える重要な役割を果たしていることから、円滑な輸送の維持に向けて、道内すべてのJR貨物を存続し、地元負担が発生しないよう国の財政支援を強化すること。

併せて、トラック輸送におけるドライバー不足や時間外労働の上限設定を規定する2024年問題によって農産物輸送に多大な影響を及ぼさないよう円滑な輸送体制を整備すること。

### 3. 酪農・畜産経営の持続的な発展を可能とする国内政策の確立

1) 酪農畜産生産に必要な不可欠な飼料や燃油などの生産資材価格が高騰し、存続の危機に瀕している国内酪農・畜産農家の持続的な発展に向けて、新たな経営所得安定対策（直接支払制度）を講ずること。

また、酪農・畜産の適正な価格形成に向けては、透明性をもって論議すること。併せて、価格転嫁に伴う需給への影響が懸念されることから、需給対策についても議論を深め、酪農・畜産の経営安定に資すること。

2) 牛乳・乳製品の需要が回復していない中、現行対策だけでは生乳需給は改善しないことから、国による脱脂粉乳の買い上げなど新たな需要創出に取組み、一刻も早く需給を改善すること。

また、改正畜安法については、需給緩和時における制度上の課題を検証し、北海道に需給調整の負担が偏っていることなどを踏まえ制度を改善すること。

#### 4. 多様な経営セーフティネット対策の拡充・強化

1) 収入保険制度については、他の制度でも補償限度額及び支払率の両方を設定する制度はないことを踏まえ、補償限度額の引き上げや自己責任分の撤廃などセーフティネット機能が発揮されるよう制度の強化を図ること。

2) 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策、野菜価格安定制度については、将来にわたって経営安定に資する農業者のセーフティネット対策として重要な役割を担っているため、現行制度を堅持するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

### VI. 肥料・飼料・燃油など生産資材等高騰対策について

1) 肥料価格高騰対策については、全国一律で決定する価格高騰率との乖離が大きく、十分な補てん対策となっていないため、確実に高騰分が反映できるよう別途の対策を講ずること。

また、本年度も肥料価格が高止まりしていることから、前年度との比較ではなく、コロナ禍前の肥料価格を勘案した農家個々の上昇分が補てんされる対策を継続すること。

2) 食料の安定供給を図る観点から、国の責務のもとで生産資材を安定的に確保するとともに、肥料以外の生産資材等の高騰対策を新たに講ずること。

また、石油元売り企業への補助金については、段階的な縮小により小売価格が高止まりしつつあることから、10月以降も継続すること。

3) 飼料価格の高騰は未だ続いており、今後も大幅な下落は見通せないことから、配合飼料価格安定制度における国による基金の積み増しを行うほか、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策を継続すること。

また、飼料自給率の向上に向けては、自給飼料対策関連事業の予算を十分確保し、生産者負担の軽減に資する十分な支援策を講ずること。

4) コロナ禍やウクライナ情勢などの影響で電気料金も値上がりしており、農業経営においても、施設園芸や乾燥調製などで多く使用することから、農業者に対する支援策を講ずること。

## **VII. 情報通信網の環境整備等について**

農村地域における情報通信網については、中山間の農地では電波が届かない地帯が多く、農作業事故等が発生した場合、携帯電話も繋がらない状態では人命にも関わることから、情報通信環境整備予算などを拡充・強化し、早期に通信環境の整備を進めること。

併せて、スマート農業の推進などに向けて、どの地域でも公平に整備されるよう関連省庁とも連携を図り、事業を積極的に推進すること。

2023（令和5）年 8月

北海道農民連盟

委員長 大久保 明義